

食品安全委員会（第656回会合）議事概要

日時：平成29年7月4日（火） 14：00～14：43

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 0名、一般 2名

議事概要

（1）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「フルバリネート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（2）プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「牛由来ゼラチン及びコラーゲンの肥料利用に関する規制の見直し」に関する審議結果の報告について

→担当委員の山本委員から説明。

本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わず、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬及び添加物「フルジオキシニル」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とし、「フルジオキシニルの一日摂取許容量（ADI）を0.33 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を2.5 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬及び添加物「プロピコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「プロピコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.019 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg 体重と設定する。」との審

議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬「ジクロロプロップ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「デスメディファム」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「フェンブコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ジクロロプロップの一日摂取許容量（ADI）を0.036 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg 体重と設定する。」

「デスメディファムの一日摂取許容量（ADI）を0.032 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.9 mg/kg 体重と設定する。」

「フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAo001株を利用して生産されたリパーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHGOJG系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明（食品）

「JPAo001株を利用して生産されたリパーゼについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHGOJG系統（食品）については、『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHGOJG系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→担当の山添委員及び事務局から説明（飼料）

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。